

「当座勘定規定」改定の新旧対照表

改定後	改定前
<p>(支払の範囲)</p> <p>呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p><u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、<u>システム運営上の理由で 15 時以降に受入れまたは振込まれた支払資金を当行の裁量で支払いに充当することがあります。</u></p> <p>— 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>(支払の範囲)</p> <p>呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>